

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

公 告

○宅地建物取引業者に対する業務の停止処分の効力が生じる件

公 告

公告第二百六十二号

宅地建物取引業者である株式会社東日本地所（免許番号福島県知事（七）第二〇四一五号）に対してした業務の全部の停止の処分（平成二十八年二月五日公告）は次の期間に効力を生じるので、公告する。

平成二十八年十月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

処分の期間

平成二十八年十月十二日から同月二十六日までの十五日間

（建築指導課）